

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 施設導入 / 機械購入
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 法人 / 任意団体	

事業名	強い農業づくり総合支援事業（国庫・継続） 【強い農業づくり総合支援交付金】														
アピールポイント	土地利用型作物・野菜・畑作物・果樹等の生産体制整備のための共同利用施設が整備できる。														
事業の趣旨	地域農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による産地の基幹施設（集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設など）の整備を支援し、産地の収益力強化を図る。	予算額(千円)	—												
		内 訳	国	—											
			県	—											
			その他	—											
事業の内容等	1 産地基幹施設整備 (1) 農産物処理加工施設 (2) 集出荷貯蔵施設 (3) 生産技術高度化施設 等 《事業実施主体》 県、市町村、農協、営農集団 等	補助率	標準事業費												
		1/2以内ほか	—												
【採択要件】 1 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む）の常時従事者（原則年間150日以上）が、5名以上であること。 2 成果目標の基準を満たしていること（ポイントとして反映）。 なお、みどりの食料システム法に基づきみどり認定を受けている場合、受益者に占める計画認定を受けている者の割合に応じてポイントを加算できる。 3 施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（費用対効果において投資効率が1以上となること）。 4 施設の整備の総事業費が、原則として5千万円以上であること。 5 事業実施地区の対象作物の作付面積が、おおむね次に掲げる規模以上であること。等															
<table border="1"> <tr> <td>稲</td> <td>50ha (中山間地域等 10ha)</td> <td>露地野菜</td> <td>10ha (中山間地域等 5ha)</td> </tr> <tr> <td>麦</td> <td>30ha (" 10ha)</td> <td>施設野菜</td> <td>5ha (" 3ha)</td> </tr> <tr> <td>大豆</td> <td>20ha (" 10ha)</td> <td>果樹</td> <td>10ha (" 10ha)</td> </tr> </table>		稲	50ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜	10ha (中山間地域等 5ha)	麦	30ha (" 10ha)	施設野菜	5ha (" 3ha)	大豆	20ha (" 10ha)	果樹	10ha (" 10ha)		
稲	50ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜	10ha (中山間地域等 5ha)												
麦	30ha (" 10ha)	施設野菜	5ha (" 3ha)												
大豆	20ha (" 10ha)	果樹	10ha (" 10ha)												
実施期間	令和4年度～	担当	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ (内線4984、直通017-734-9474)												

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / グリーン・ツーリズム
	担い手の育成	労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 個人 / 任意団体

事業名		農山漁村女性の活躍応援事業（国庫・継続） 【地域女性活躍推進交付金】		
アピールポイント		農山漁村女性の起業を積極的に支援するほか、若手農山漁村女性の組織活動を推進する。		
事業の趣旨	女性の視点を生かした起業活動や、若手女性の学びの場となる組織活動への取組を支援することで、農山漁村を支える次世代の人財育成と女性の活躍促進を図る。	予算額(千円)	2,895	
		内訳	国	367
			県	2,528
			その他	—
事業の内容等	<p>1 女性起業の人財育成</p> <p>(1) 起業活動に対する事業経費の補助 新規参入の促進、加工技術・経営力の向上、事業継承につながる活動に必要な経費を補助 《補助金上限額》1件当たり500千円以内</p> <p>(2) 活動実態調査 女性起業の実態・課題を把握するため、起業活動実態調査を実施</p> <p>2 若手農山漁村女性の組織活動の推進</p> <p>(1) 若手農山漁村女性の育成とネットワークづくり 女性同士のつながりや地域との連携強化を図るため、女性リーダーとなり得る人財や組織を育成するための学習活動を実施 (各農林水産事務所1回)</p> <p>(2) 組織活動のモデル実証 若手農山漁村女性の定着や活躍促進につながる組織活動のモデルとなる実証を委託 《委託先》若手農山漁村女性組織</p>	補助率	標準事業費	
		1/2以内	個人・一団体当たり 1,000千円 1組織当たり 200千円	
<p>【採択要件】</p> <p>事業実施主体</p> <p>1(1)：県内で農林漁業に従事している女性、又はこれらの女性が中心となり組織する団体であること。</p> <p>2(2)：構成員がおおむね50歳以下の女性農林漁業者が半数以上、かつ3名以上の組織であること。</p>				
実施期間	令和7～10年度	担当	農林水産政策課 農業改良普及グループ (内線4989、直通017-734-9473)	

目的別	地域を変えるための切り口	スマート農業、調査等
	担い手の育成	研修・訓練
	機械・施設の整備	スマート農機/機械購入/リース
実施主体別	その他（サービス事業を実施している者又は本事業を活用してサービス事業を実施しようとする者） ※サービス事業：農業者の行う農作業を代行する取組、農業者が使用するスマート農業機械等を、販売以外の手段によって農業者に提供する取組等	

事業名	スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（国庫・継続）			
アピールポイント	サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行や改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援する。			
事業の趣旨	サービス事業者の育成・活動の促進等の加速化を図るため、サービス事業者の新規参入又は事業拡大に向けたニーズ調査、サービス事業の企画・検討のための試行・改良、サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援する。	予算額(千円)	—	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 立上げ・事業拡大の取組 サービス事業者がサービス事業を新規に立上げようとする際、又は既存のサービス事業を拡大しようとする際に必要な以下の取組を支援 ・サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査 ・サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械レンタル・改修、データ収集・分析等の実施 ・サービス事業を企画・運営する専門人材の育成 ・サービスの普及に資するデモ実演、情報発信等の実施 ・サービス事業の提供期間等の拡大に資する産地の生産方式の転換及びこれに関連する流通販売体系の転換に関する技術実証等の実施 ・本事業の実施に係る関係者による検討会の実施に要する経費 2 スマート農業機械等の導入 サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援	補助率	標準事業費	
		定額	補助上限額 1,500万円、 3,000万円	
		1/2以内	補助上限額 1,500万円、 3,000万円、 5,000万円	
【採択要件】 概ね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業者であること （都道府県域を越える場合や施設整備を行う場合は、農林水産省が公募）				
実施期間	令和6年度～	担当（窓口）	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ （内線3232、直通017-734-9474） 農産園芸課 稲作・畑作振興グループ （内線5074、直通017-734-9480） 〃 野菜・花き振興グループ （内線5078、直通017-734-9481） りんご果樹課 生産振興グループ （内線5148、直通017-734-9492） 畜産課 飼料環境グループ （内線4822、直通017-734-9497）	

目的別	地域を変えるための切り口	スマート農業
	機械・施設の整備	スマート農機 / 機械購入
実施主体別		法人 / 個人 / 任意団体

事業名	スマート農業チャレンジ支援事業（国庫・新規） 【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金】
アピールポイント	県内の農業者等を対象にスマート農業機械の導入を支援する。

事業の趣旨	担い手の減少や物価高騰が続く中、持続可能で生産性の高い農業を実現するため、スマート農業機械等の導入を促進し、経営の継続・発展に取り組む農業者を支援する。	予算額(千円)	2,002,000	
		内訳	国	1,801,800
			県	200,200
			その他	—

事業の内容等	1 補助対象者 (1) 農業者（農林業センサスの農業経営体のうち個人経営体に該当し、青色申告をしている者） (2) 農業法人（農地所有適格法人、農事組合法人その他主として農業を営む者と知事が認める法人） (3) 任意組織（3戸以上の農業者が組織する団体で代表の定めがあり、かつ組織及び運営に関する規約があるもの） 2 補助対象経費 ロボット技術や情報通信技術（ICT）等を活用し、生産性向上、低コスト・省力化に取り組むために必要な農業機械等の導入に要する経費（ただし、補助対象経費に係る消費税（地方消費税を含む。）及びパソコンなど汎用性の高い機械の導入に要する経費は除く。）	補助率	標準事業費
		1/2以内	補助上限 1,250万円

【採択要件】

- 1 県内に本社又は生産拠点を有し、県内で事業を実施すること。
- 2 事業実施主体が事業実施年度から翌年度までの間に、事業計画書記載の目標を達成する見込みがあること。
- 3 本事業に係る事業費は50万円を下回らないこと。
- 4 導入する農業機械等については、計画に即した適正な規模・能力であること。
- 5 導入した農業機械等について、農機具共済その他民間事業者が提供する保険に加入すること。

実施期間	令和8年度	担当	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ (内線4984、直通017-734-9474)
------	-------	----	---

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	経営改善
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / スマート農機
実施主体別		県 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名		所得向上プログラム実践支援事業（県単・継続）		
アピールポイント		農業者自らが「所得向上チャレンジプラン」を企画・提案し、その取組の実現に向け、ソフト・ハード両面で支援する。		
事業の趣旨	<p>農業者の所得向上のモデル事例を創出するため、農業者が自ら企画・提案する「所得向上チャレンジプラン」の実現に向けた取組を支援するほか、普及指導員の経営指導等により伴走支援を行う。</p> <p>また、農業者全体の所得向上を目指し、モデル事例のノウハウを地域で共有・横展開することを促す。</p>	予算額(千円)	117,000	
		内訳	国	—
			県	117,000
			その他	—
事業の内容等	<p>経営指導を受けた農業者自らが企画・提案した「所得向上チャレンジプラン」の取組を支援</p> <p>(1) 事業の流れ 本事業は事業実施年度（令和7年度）に補助金（ソフト定額、ハード1/2以内）を交付するほか、目標年度（令和9年度）において、大きな成果を収めた場合、令和9年度にハード事業費の最大1/6を追加で加算する、成果に応じて補助率が変わる補助事業（成果連動型補助事業）</p> <p>(2) 補助対象</p> <p>①ソフト事業 所得向上に向けた新たな取組や既存の取組を拡充するために要する新技術等の導入、新商品の開発、販売促進活動、ICTの導入等に係る経費</p> <p>②ハード事業 栽培用設備、かん水施設、加工用設備の導入・改修や農業用機械、加工用機械等の購入に取組に要する経費（ただし、1件の本体価格が50万円以上の機械・施設等に限る。）</p> <p>《事業実施主体》 農業者、農業法人（農地所有適格法人、農事組合法人等）、任意組織（3戸以上の農業者が組織する団体で代表の定めがあり、かつ組織及び運営に関する規約があるもの。）</p>	補助率	標準事業費	
		ソフト定額	補助上限額 500千円	
		ハード1/2以内 （ソフト必須）	補助上限額 5,000千円 任意組織は 10,000千円	
		成果連動型加算 1/6以内	補助上限額 1,666千円 任意組織は 3,333千円	
<p>【採択要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募要領を参照 ・令和8年4月から「所得向上チャレンジプラン」を公募予定 ・審査委員の審査に基づき支援対象を選定 				
実施期間	令和7～10年度	担当	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ （内線4984、直通017-734-9474）	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全
	担い手の育成	研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / その他 (狩猟者の確保)
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	その他 (侵入防止柵)
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 任意団体 / 地域協議会

事業名	鳥獣被害防止総合対策事業 (国庫・継続) 【鳥獣被害防止総合対策交付金】
-----	---

アピールポイント	鳥獣による農林水産物への被害を防止するための取組をソフト・ハード面から総合的に支援する。
----------	--

事業の趣旨	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する鳥獣被害防止対策の取組等を総合的に支援する。	予算額 (千円)	87,440	
		内訳	国	87,440
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 ソフト対策	補助率	標準事業費
	(1) 地域ぐるみの被害防止活動 ア 生息状況調査、捕獲機材の導入、捕獲・追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等 イ サル・クマ・鳥類の各複合対策 (捕獲や追払いなど複数の取組) ウ 他地域の人材を活用した取組 エ ICT等新技術の活用 (ICTを活用した捕獲や追払いなど複数の取組) オ GISを活用した被害対策等の可視化定着支援 カ 集落点検の促進 (2) 大規模緩衝帯の整備や一度に相当数を捕獲する誘導捕獲柵わなの整備 (3) ICT等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体による被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (販売拡大、搬入促進支援等) (6) 鳥獣被害対策実施隊の体制強化 (実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援) (7) 捕獲サポート体制の構築 (8) ICT活用による情報管理の効率化 (9) 簡易的な集合理設設備の設置等支援 (10) 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の緊急的な捕獲 2 ハード対策 (1) 侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設の整備 (既設柵の地際補強含む) (2) 捕獲鳥獣の処理加工施設 (食肉利用等施設等) の整備 (3) 捕獲技術高度化施設 (射撃場) の整備 《事業実施主体》 ①ソフト対策：地域協議会 (市町村ほか関係機関で構成) ②ハード対策：地域協議会等 (地域協議会又はその構成員)	ソフト対策 定額 1/2以内 (鳥獣被害対策実施隊が行う取組等は定額 (限度額あり)) ハード対策 定額 1/2以内 (侵入防止柵の資材費のみの場合 は定額)	ソフト対策 定額補助の 限度額は50 万円～ (鳥獣被害対策実施隊の捕獲有資格者数など体制によって加算、その他メニューごとに設定あり)

【採択要件】

- 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。
- 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち生息環境管理を含めた複数の取組が行われていること又は行われることが確実に見込まれること。 等

【令和8年度実施計画等】 23 地域協議会

実施期間	令和6～8年度	担当	農林水産政策課 産業技術・防疫グループ (内線5042、直通017-734-9702)
------	---------	----	--

地域を変えるための切り口 担い手の育成 農地の利用集積 機械・施設の整備	体制整備等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / その他(対策実践者の確保) 遊休農地対策 機械購入
実施主体別	県 / 農協 / 土地改良区 / 任意団体

事業名	鳥獣被害防止・地域活動緊急支援事業（国庫・県単・新規） 【鳥獣被害防止総合対策交付金】
-----	--

アピールポイント	農業者向けの研修会やモデル地区の設置により集落ぐるみの対策を推進するほか、農業者団体へ対策機材の導入を支援し、地域における被害防止対策の実施体制の強化を図る。
----------	---

事業の趣旨	野生鳥獣による農作物被害を低減するため、農業者をはじめとした集落ぐるみの被害防止対策を推進するとともに、農業者団体等に対して必要な被害対策機材の導入を支援する。	予算額(千円)	21,474	
		内 訳	国	400
			県	21,074
			その他	—

事業の内容等	1 農山村集落ぐるみの鳥獣対策活動の推進 (1) 農業者向け被害防止対策研修会の開催 (2) 野生鳥獣を寄せ付けない環境整備に向けたモデル集落の設置及び取組の普及 2 農業者団体等が実施する鳥獣被害対策への支援 (1) 事業内容 農作物の被害防止目的で使用する対策機材等の導入に必要な経費を補助 (2) 補助対象経費 ・捕獲に必要な機材（箱わな、囲いわな、くくりわな等） ・ICT機器（センサーカメラ、捕獲通知器等） (3) 導入した捕獲わな等の活用例 ア 農業者団体に狩猟免許所持者がいる場合 団体職員自らが捕獲機材を設置し、捕獲活動を実施 イ 狩猟免許を所持する農業者の場合 農業者団体が捕獲機材を貸出し、農業者自らが捕獲 ウ 狩猟免許所持者がいない場合 →農業者が自らの事業地内で捕獲する場合は狩猟免許が不要となる「囲いわな」を貸出し、捕獲を実施 →導入した捕獲機材を使用し捕獲活動は市町村等に依頼 《事業実施主体》 農業協同組合等	補助率	標準事業費
		1/2	

【採択要件（2関係）】

- 1 農作物被害防止の目的であること。
- 2 農業者団体が対策機材を導入・管理し、必要に応じて構成員等に貸し出すこと。 等

実施期間	令和8～10年度	担当	農林水産政策課 産業技術・防疫グループ (内線5043、直通017-734-9702)
------	----------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 市町村 / 農協 / 法人

事業名	地域資源活用価値創出事業（国庫・継続） 【農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）】
-----	--

アピールポイント	農林漁業者等が取り組む商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備等を支援する。
----------	---

事業の趣旨	農林漁業者が食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者が連携するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備等を支援する。	予算額(千円)	53,233	
		内訳	国	53,233
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業 相談窓口の設置とアドバイザー派遣（各種相談対応） 《事業実施主体》県 1 地域資源活用・地域連携推進支援事業（ソフト） 農林水産物等の地域資源を活用した新商品・販路開拓、経営戦略策定・ビジネスアイデア創出、研究開発・実証事業等の取組を支援 《事業実施主体》農林漁業者・団体、市町村等 3 地域資源活用価値創出整備事業（ハード） 農林水産物等の地域資源を活用した加工、流通、販売等のために必要な施設等の整備支援 《事業実施主体》農林漁業者の組織する団体等	補助率	標準事業費
		定額	—
		1/2以内	5,000千円
		3/10又は1/2 (中山間地ルネッサンス事業に係る地域別農業振興計画や、市町村戦略に基づく取組、障害者の雇用を行う場合) 以内	— 40,000千円

【採択要件】

上記3の内容を実施する場合

- 1 6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けること。
- 2 多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築する取組であること。
- 3 扱う農林水産物を実施主体がおおむね50%以上生産を行う取組であること。
- 4 みどり認定によりポイント加算対象

実施期間	令和4年度～	担当	食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ (内線5016、直通017-734-9456)
------	--------	----	---

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
融資制度	融資	
実施主体別		株式会社日本政策金融公庫

事業名		農業改良資金（国庫・継続）		
アピール		担い手の農業経営改善に向けたチャレンジを無利子で貸付けすることで支援する。		
事業の趣旨	農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは農畜産物又はその加工品の新たな生産方式や販売方式を導入する場合などチャレンジするのに要する資金を無利子で貸付けする。	予算額(千円)		(公庫資金)
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 新たな農業部門の経営の開始などに必要な施設や機械の改良、造成、取得費、果樹・家畜の導入、その他初度的経費 2 貸付対象者 (1) 農商工等連携促進法の認定を受けた農業者、中小企業者等 (2) 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等 (3) 米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、製造事業者等 (4) 六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。） (5) みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等 3 貸付利率 無利子 4 償還期間（据置期間） 12年以内（3年以内※特例5年） 5 貸付限度額 (1) 個人 5,000万円 (2) 法人 1億5,000万円	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	昭和31年度～	担当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ (内線4794、直通017-734-9478)	

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
融資制度	利子補給	
実施主体別		農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名	農業近代化資金（県単・継続）
アピール	農地取得以外の幅広い資金需要に対応する長期で低利な資金を貸付けする。

事業の趣旨	<p>農業者等の経営の近代化に資すると認められる施設等の導入に対し資金を低利で貸付けする。</p>	貸付枠(千円)	3,350,000	
		内訳	国	—
			県	3,350,000
			その他	—

事業の内容等	<p>1 貸付対象事業 (1) 農産物の生産、流通又は加工に必要な施設（農機具等を含む）の改良、造成又は取得（認定農業者は復旧も対象） (2) 果樹その他永年性植物の植栽又は育成 (3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成 (4) 事業費1,800万円を超えない規模の農地等の改良、造成（認定農業者は復旧も対象） (5) 長期運転資金 (6) 農村環境整備資金 (7) 農村における給排水施設の改良造成又は取得等</p> <p>2 貸付対象者 (1) 認定農業者、認定新規就農者、要件に合致する農業者等 (2) 農協、農協連合会等</p> <p>3 貸付利率 2.50% ※R8.3.18現在</p> <p>4 償還期間（据置期間）（原則） (1) 農業者等 15年以内（3年以内） (2) 農協等 15年以内（3年以内）</p> <p>5 貸付限度額 (1) 個人 1,800万円 (2) 法人 2億円</p> <p>6 融資率 80%以内（認定農業者は100%以内）</p>	補助率	標準事業費
		—	—

実施期間	昭和36年度～	担当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ (内線4794、直通017-734-9478)
------	---------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農 / 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 地域協議会等 / 地域運営組織等

事業名	「あおもり型農村RMO」育成事業（県単・継続）			
アピールポイント	農業者と地域住民が協力して、農村を守りながら地域を元気にする取組を推進する。			
事業の趣旨	持続可能で活力ある農山漁村をつくるため、農用地保全、地域資源活用、生活支援などを地域づくりに生かしながら、稼ぐ力のある「あおもり型農村RMO」の育成に向けた取組を推進する。	予算額(千円)	28,148	
		内訳	国	—
			県	28,148
			その他	—
事業の内容等	1 市町村の農村RMO推進等マネジメント活動への支援 市町村でのマネジメント部会の開催や、課題解決に向けた地域提案型の取組を支援 2 農村RMOの形成に向けたモデル集落への支援 あおもり型農村RMOの要素（農用地保全、地域資源活用、生活支援、地域の経済活動、担い手育成、交流人口の創出）に係る新たな取組に対する補助 3 関係機関が一体となった農村RMOの育成支援（委託） （1）中間支援組織による伴走支援 （2）研修会の開催及び有識者によるサポート （3）集落営農組織における若手人財の受入態勢整備 《事業実施主体》 1 地域担い手協議会等 2 モデル集落で活動する地域運営組織、その構成員 3 県	補助率	標準事業費	
		1 ソフト定額 2 ソフト定額ハード 1/2	1 補助限度額 1,000千円/地域 2 モデル集落当たりの上限額 1,500千円	
【採択要件】 1 及び 2 については、実施計画の審査に基づき支援対象を選定する。				
実施期間	令和6～8年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農
	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	機械購入
実施主体別	その他（集落営農組織）	

事業名	集落営農連携促進等事業（国庫・継続）			
アピールポイント	連携・合併による集落営農組織の活性化に向け、ソフト・ハード両面で支援する。			
事業の趣旨	集落営農を核とした連携・合併による広域展開での活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援する。	予算額(千円)	10,000	
		内訳	国	10,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 ビジョンづくりへの支援 連携・合併による集落営農の目指す農業の姿や具体的な戦略の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組を支援（支援期間：最長3年）</p> <p>2 具体的な取組の実行への支援 (1) 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費 (2) 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費（賃金等）（最長3年） (3) 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費 (4) 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費 (5) 集落営農の取組を地域の関係機関がサポートする経費</p> <p>《事業実施主体》 1及び2（1）～（4）：市町村、 2（5）：県、市町村</p>	補助率	標準事業費	
		定額	補助限度額 1,000万円以内/集落営農組織	
		定額	100万円 上限/年	
		定額	25万円	
		定額	1/2以内 定額	
<p>【採択要件】</p> <p>1 組織の定款又は規約を有すること。 2 地域計画の目標地図に位置付けられている、又は、位置付けが確実であること。 3 連携・合併による効率的な生産・販売体制等の確立に向けた取組を実施すること。 4 具体的な取組の実行への支援を受けるためには、ビジョンの作成が必須となること。 ※「みどり認定」を受けている場合は、採択ポイントが加算される。</p>				
実施期間	令和4～8年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / スマート農業
別	担い手の育成	新規就農
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修 / その他
	実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / その他農業者が組織する団体

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業[畑作野菜] (国庫・継続) 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
-----	--

アピールポイント	畑作物・野菜等の農業機械等のリース導入等及び農業用ハウス等生産資材の導入、次代への継承に必要な農業用ハウス等の再整備・改修等を支援する。
----------	--

事業の趣旨	畑作・野菜等産地の収益力向上に向けた、販売額向上や生産コスト低減などの取組、新規就農者等への継承のためのハウス等の再整備・改修などの取組を支援する。	予算額(千円)	21,625	
		内訳	国	21,625
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 生産支援事業 リース方式等による農業機械等の導入 (施設園芸品目における省エネ機器の設置費も対象) 2 生産基盤強化対策 農業用ハウス等の再整備・改修 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上の増加 ・契約栽培割合10%以上の増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上の向上 等 ※施設園芸エネルギー転換枠 ・省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ・燃油使用料の15%以上の低減 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。 等

麦 30ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜 10ha (中山間地域等 5ha)
大豆 20ha (" 10ha)	施設野菜 5ha (" 3ha)

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和9年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5077、直通017-734-9481)
------	------------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	生産基盤の整備	その他 (簡易な圃場改良: 弾丸暗渠、心土破碎)
	機械・施設の整備	機械購入 / リース
実施主体別		農業者の組織する団体 等

事業名		畑作物産地生産体制確立・強化事業〔そば関係〕(国庫・継続) 【畑作物産地生産体制確立・強化事業】		
アピールポイント		湿害対策技術を新たに導入する取組や取組に必要な農業機械の導入、実需との複数年契約取引の拡大等を支援する。		
事業の趣旨	そばの安定生産体制の強化のため、そばの湿害対策技術の導入に向けた実証や湿害対策技術の新たな導入、必要な農業機械の導入等の取組を支援する。 そばの安定供給を図るため、実需との複数年契約取引の拡大等を支援する。	予算額(千円)	48,520	
		内 訳	国	48,520
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 安定生産技術の導入</p> <p>(1) 技術講習会・栽培実証 湿害対策等の安定生産技術の導入に向けた検討会の開催、実証ほの設置等に係る経費を支援する。</p> <p>(2) 湿害対策技術の導入 (2,000円/10a) 新たに湿害対策を導入する取組に対して支援する。 《湿害対策の例》 ・小畦立て播種 ・弾丸暗渠 ・心土破碎 等</p> <p>(3) 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入 湿害対策等の技術の導入に必要な農業機械等の導入、リース導入等について支援する。</p> <p>(4) 成果目標 (いずれか1つ選択) ・10a当たり収量を都道府県の直近7中5平均以上 ・10a当たり収量を直近7中5平均と比較して2%以上増加 (直近7中5平均収量が都道府県の同収量を超える地区)</p> <p>2 複数年契約取引 (1,000円/10a)</p> <p>(1) 事業内容 複数年の契約取引を拡大し、実需者等と結びついた供給体制を強化する取組を支援する。</p> <p>(2) 成果目標 (いずれか1つ選択) ・そばの複数年契約取引先を1者以上増加 ・そばの出荷量のうち、複数年契約取引数量の割合を2ポイント以上増加</p>	補助率	標準事業費	
		定額	(1) 上限額300万円	
		1/2以内	(3) 上限額1,000万円/台	
		定額		
<p>【採択要件】</p> <p>1 事業内容1と2は、支援内容が重複する申請はできない</p> <p>2 湿害対策等の技術は、新たに導入する取組・面積が対象となる</p> <p>3 複数年契約取引の契約は播種前に締結もしくは、播種前に実需者と情報交換を実施の上で収穫前までに締結すること。</p>				
実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 機械購入/リース
	実施主体別	市町村 / 農協 / 法人 / その他（地域農業再生協議会、民間事業者）

事業名	畑作物産地生産体制確立・強化事業〔ばれいしょ関係〕（国庫・継続）			
アピールポイント	ばれいしょの安定生産・供給体制を構築するため、病害虫抵抗性品種や省力作業機械の導入等の取組を支援する。			
事業の趣旨	ばれいしょ産地における労働力不足や病害虫の発生、需要構造の変化などの環境変化に対応するための取組を支援する。	予算額(千円)	18,865	
		内訳	国	18,865
			県	
			その他	
事業の内容等	<p>1 ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大(種ばれいしょ除く)(3,000円/10a)</p> <p>(1) 事業内容 事業実施年度に収穫される当該病害虫抵抗性品種の作付面積のうち前年度からの増加分に対し支援</p> <p>(2) 成果目標（以下から1つ設定）</p> <p>ア 事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積がばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加又は100.0%とする</p> <p>イ 事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加</p> <p>2 ばれいしょの労働負担軽減対策（1/2以内）</p> <p>(1) 事業内容 ばれいしょの基幹作業を外部委託する取組及び省力化外部化に資する作業機械の導入に要する経費を支援</p> <p>(2) 成果目標（以下から1つ設定）</p> <p>ア 10a当たりの労働時間を3.0%以上削減</p> <p>イ ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加</p> <p>ウ ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して3.0%以上増加</p> <p>《事業実施主体》 農業者の組織する団体等</p>	補助率	標準事業費	
		定額、1/2以内等	上限額が定められているもの有り	
<p>【採択要件】</p> <p>1 ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大 指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であること。</p> <p>2 ばれいしょの労働負担軽減対策 (1) 受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。 (2) 導入する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。</p>				
実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5079、直通017-734-9481)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / スマート農業 新規就農 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修 / その他
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / その他農業者が組織する団体	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業 [稲作] (国庫・継続) 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
アピールポイント	稲作の収益力向上や次代への継承に必要な農業機械等のリース導入等を支援する。

事業の趣旨	稲作産地の収益力強化に向けた、販売額の向上や生産コストの低減などの取組に必要な農業機械のリース導入等や、生産基盤の次代への継承を目的とした農業機械等の再整備・改良などの取組を支援する。	予算額(千円)	8,787	
		内訳	国	8,787
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 生産支援事業 収益力向上に必要な農業機械等のリース方式等による導入 2 生産基盤強化対策 後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした、農業機械等の再整備・改良 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上向上 等 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあつては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。等

稲	50ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜	10ha (中山間地域等 5ha)
麦	30ha (中山間地域等 10ha)	施設野菜	5ha (" 3ha)
大豆	20ha (" 10ha)		

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和8年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5081、直通017-734-9480)
------	------------	----	--

目的	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産
	担い手の育成	新規就農
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		市町村 / 農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名		野菜等産地力強化支援事業（県単・継続）		
アピールポイント		農業所得の向上と野菜・花き産地の競争力強化を図るため、省力化に必要な機械の導入や施設の整備、高温対策に係る資材・機材などに対して助成する。		
事業の趣旨	野菜・花き産地における農業所得の向上と産地力強化を図るため、労働時間の削減等につながる省力機械・設備の導入や耐雪型ハウスの導入に係る資材費を支援する。 また、高温対策資材や機材等の導入に係る経費を支援する。	予算額(千円)	20,000	
		内訳	国	—
			県	20,000
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 省力化型 作業労働時間短縮のための植付機、収穫機、管理機、パ イプハウス自動開閉装置、かん水装置等</p> <p>(2) 施設園芸型 耐雪型ハウスの導入（税抜、資材費のみ）</p> <p>(3) 高温対策型 品質向上や出荷量の増加に向けた遮光資材、機能性フイ ルム、循環扇、LEDランプ等</p> <p>《事業実施主体》 市町村、農業協同組合、営農集団、農業法人、認定農業者、 認定新規就農者等</p>	補助率	標準事業費	
		(1), (2) 1/4以内	— ※上限事業 費有り	
<p>【採択要件】</p> <p>1 補助対象品目は、指定野菜、特定野菜、加工・業務用野菜、花き、冬の農業の推進品目とする。</p> <p>2 省力化型の場合</p> <p>(1) 作業時間を10パーセント以上短縮させる機械・設備であり、地区における作付面積が、露地栽培はおおむね3ヘクタール、施設栽培はおおむね1ヘクタール以上の産地であること</p> <p>(2) 集約的品目の場合は3年以内に上記の規模に拡大することが見込まれること</p> <p>3 施設園芸型の場合</p> <p>(1) 毎年、園芸施設共済事業、損害保険事業等へ加入すること</p> <p>(2) 新たに施設栽培に取り組む場合は、その栽培面積が3アール以上であること</p> <p>(3) 栽培面積が増加すること</p> <p>(4) 既に施設栽培に取り組んでいる場合は、事業実施主体が、産地化と規模拡大に取り組む計画を有する3経営体以上の集団（営農集団）であって、当該集団の施設栽培面積の計が30アール以上であること。ただし、省力化型と同時に施設を導入する場合は、1経営体でも可能とするが、導入後の施設栽培の取組面積が20アール以上であること いずれの場合も、導入するハウスが1棟当たりおおむね330㎡以上であること</p> <p>4 高温対策型の場合</p> <p>(1) 生産性が向上するものであること</p> <p>(2) 野菜の場合は出荷量を5パーセント以上、花きの場合は出荷本数を5パーセント以上増加または秀品率を5ポイント以上増加させること</p>				
実施期間	令和6～8年度	担 当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5078、直通017-734-9481)	

(別添1)

目的別	地域を変えるための切り口 生産基盤の整備 機械・施設の整備	スマート農業 / その他 (新たな生産方式の導入) 簡易なほ場整備 (畔取り、畦の緩傾斜化) 機械購入 / リース / スマート農機 / ドローン等の研修受講費 / その他 (データ利用に係る契約料等)
実施主体別	市町村 / 地域協議会 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / 任意団体 / その他 ()	

事業名	スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業 (国庫・新規) 【スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業】
-----	--

アピールポイント	スマート農業技術 (農業機械、栽培管理システム) の導入と、簡易なほ場整備などを一体的に支援する。
----------	---

事業の趣旨	産地における品目ごとの技術課題の解決に向け、スマート農業技術及び新たな生産方式の導入を一体的に実施する取組を支援する。	予算額(千円)	152,000	
		内訳	国	152,000
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 補助対象</p> <p>(1) 農業機械の購入又はリース導入にかかる費用</p> <p>(2) (1)に係る人材育成に要する研修受講費、データ通信等に係る契約料など</p> <p>(3) (1)で導入した機械の利用効率を高める栽培体系への転換に必要な経費 (畔取り、緩傾斜化など)</p> <p>2 支援対象者及び申請方法</p> <p>県内で事業を実施する農業者、農業団体等で、申請方法は以下のとおり</p> <p>(1) 計画認定者 (注1)</p> <p>認定を受けた計画を基に「スマート技術高度利用計画」を作成し、都道府県に申請</p> <p>(2) 計画認定者以外</p> <p>「産地スマート計画」に基づき地域協議会等の単位で申請</p> <p>注1) 計画認定者：農業の生産性向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律に規定する「生産方式革新実施事業活動の実施に関する計画」の認定を受けているもの</p>	補助率	標準事業費
		国 (1) (3) 1/2以内 (2) 定額	上限事業費 (1)～(3)の 合計で2.5 億円 ただし、(2) は1,500万 円

【採択要件】

- 1 スマート農業技術と新たな生産方式の導入を一体的に行い、これに関する農業機械の導入等であること
- 2 労働生産性を5%以上向上する目標と、品目ごとに設定された「技術課題」の成果目標の両方を実現すること。
- 3 品目ごとの面積要件を満たすこと (計画認定者は除く)

実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (水稻・麦・大豆) (内線5074、直通017-734-9480) 野菜・花き振興グループ (野菜・花き) (内線5078、直通017-734-9481)
------	-------	----	---

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全 / スマート農業
	6次産業化の推進 機械・施設の整備	加工・販売促進 機械購入 / リース / スマート農機
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / その他（協議会）	

事業名	先進的有機農業拡大促進事業（国庫・新規） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R7補正）】			
アピールポイント	有機農業の面的拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術に関する農業機械等の導入を支援する。			
事業の趣旨	有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援する。	予算額(千円)	71,447	
		内訳	国	71,447
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大</p> <p>(1) スマート農業技術等に関する機械等の導入 自動走行農機、高能率水田除草機・抑草ロボット、専用保管設備、スマート選別機 等</p> <p>(2) 有機農業の拡大に向けた取組 ほ場での試験栽培、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大 等</p> <p>2 有機農業拡大支援 1の支援対象者を含む地域一体の取組をサポートするため、県、市町村等による専門家の派遣や講習会、販売促進活動等の取組</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>1 (1) 農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会</p> <p>1 (2) 市町村、市町村を構成員とする協議会、協議会、公社・土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会、民間事業者</p> <p>2 市町村、市町村を構成員とする協議会</p> <p>※1 (1) に取り組む場合、2の事業実施主体のいずれかが1 (2) 又は2に取り組んで事業実施計画を作成する。</p>	補助率	標準事業費	
		1 (1) 国1/2以内 1 (2) 国定額、1/2以内 2 国定額	1は上限 5,000万円 うち1 (2) は上限 400万円 2は上限 800万円	
<p>【採択要件】</p> <p>1 1 (1) の農業者等は、以下の全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) スマート農業技術等の導入により有機農業の生産拡大に取り組むこと。</p> <p>(2) 地域計画に位置付けられた農業者等であること。</p> <p>(3) みどり認定を受けている、又は申請を行っていること。</p> <p>2 事業実施計画ごとに、以下の面積以上（中山間地域は1/2以上）で取り組むこと。</p> <p>稲：10ha、麦・大豆・雑穀5ha、いも類・露地野菜：2ha、果樹：1ha 等</p>				
実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 施設導入 / 機械購入 / リース
	実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹の共同利用施設及び農業機械等が導入できる。			
事業の趣旨	農業の国際力強化を目的に、地域一体となって生産・出荷コストの低減、販売額の向上などに計画的に取り組む産地に対し、必要な農業機械の導入及びリース導入や集出荷施設の整備等を総合的に支援する。	予算額(千円)	0	
		内訳	国	0
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 生産支援事業 農業機械等の導入やリース導入、生産資材の導入等 2 整備事業 集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者等	補助率	標準事業費	
		1/2	—	
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 整備事業に当っては、施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（費用対効果において投資効率が1以上となること）。また、施設の規模に即した稼働期間と処理量等を確保することが確実と見込まれること。 3 農業機械等の導入にあつては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね50ha以上（中山間地域等は10ha以上）であること。 等 【令和8年度実施予定】 なし				
実施期間	令和2年度～	担 当	【生産支援事業】 りんご果樹課 戦略推進グループ （内線5151、直通017-734-9491） 【整備事業】 農林水産政策課 農業所得向上支援グループ （内線3232、直通017-734-9474）	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	その他（苗木・支柱・樹棚・雨よけハウス） 施設導入 / 機械購入
実施主体別	農協 / 個人 / 任意団体	

事業名	特産果樹産地育成・ブランド確立事業（県単・継続）			
アピールポイント	特産果樹の産地基盤の整備、生産高度化施設、集出荷機械等の整備ができる。			
事業の趣旨	特産果樹の生産振興を図るため、優良品種の導入、生産性向上施設及び品質向上施設の整備による高品質果実生産を支援するのに要する経費を補助し、産地の生産体制の強化を図る。	予算額(千円)	5,500	
		内訳	国	—
			県	5,500
			その他	—
事業の内容等	1 特産果樹導入型（新植に限る） （1）生産基盤の整備 苗木、支柱、樹棚の購入 2 特産果樹生産性向上型 （1）生産高度化施設の整備 雨よけハウス （2）集出荷機械施設の整備 簡易選果機 3 特産果樹品質向上型 （1）品質向上施設の整備 ア 低コスト簡易型ハウス イ 被覆資材巻上機（おうとう雨よけハウスへの後付けに限る） ウ 循環扇 《事業実施主体》 農業協同組合、営農集団、認定農業者、認定新規就農者等	補助率	標準事業費	
		1/4 1/3	—	
		1/3	—	
【採択要件】 1 受益戸数：営農集団の場合は3戸以上であること。 2 受益面積：生産基盤の整備は1戸当たり10a以上であること。 生産高度化施設の整備は1戸当たり10a以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 集出荷機械の整備は1台当たり1ha以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 品質向上施設の整備は1戸当たり10a以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 【令和8年度実施計画等】 八戸市、鶴田町、むつ市				
実施期間	令和8～12年度	担当	りんご果樹課 戦略推進グループ (内線5149、直通017-734-9491)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化
	担い手の育成	経営改善 / その他 (IT化)
	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 規模拡大・集団化
	生産基盤の整備	その他 (飼料基盤整備)
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		その他 (公益社団法人あおもり農業支援センター)

事業名	草地畜産基盤整備事業 (国庫・継続) 【農山漁村地域整備交付金】			
アピールポイント	飼料基盤に立脚した酪農、肉用牛経営に係る担い手の育成を図るため、草地の造成整備や畜舎等の施設整備を支援する。			
事業の趣旨	畜産物の安定生産を図るため、担い手への土地利用集積の推進による規模拡大や地域内の土地資源を飼料基盤として活用することにより、畜産主産地の形成と地域経済の活性化に資する。	予算額 (千円)	193,358	
		内訳	国	142,500
			県	50,858
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>事業参加者から委託を受けて行う牧場施設の建設整備</p> <p>(1) 基本施設整備 草地造成改良、草地整備改良、給水施設整備等</p> <p>(2) 農業用施設整備 隔障物整備、家畜保護施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、家畜排せつ物処理施設整備等</p> <p>(3) 農機具等導入</p> <p>《事業実施主体》 公益社団法人あおもり農業支援センター</p>	補助率	標準事業費	
		(1)、(2) 国 50% 県 15%	—	
		(3) 国 50% 県 7.5%		
<p>【採択要件】</p> <p>1 草地整備型 (公共牧場整備事業)</p> <p>(1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。</p> <p>(2) 公共牧場の既存草地面積が 100ha (中山間地域は 50ha) 以上であること。</p> <p>(3) 公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して 5 年以上経過していること。</p> <p>(4) 事業完了後の受益面積が 60ha (中山間地域は 30ha) 以上であること。</p> <p>2 畜産担い手総合整備型 (再編整備事業)</p> <p>(1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。</p> <p>(2) 事業参加者が 10 人 (中山間地域については 5 人) 以上であること。</p> <p>(3) 家畜飼養頭数 (豚換算) が 2,000 頭 (中山間地域は 1,000 頭) 以上であること。</p> <p>(4) 担い手に係る畜産物生産が 2 分の 1 以上であること。</p> <p>(5) 受益草地等の面積が 30ha (中山間地域は 15ha) 以上であること。</p> <p>【令和 8 年度実施計画等】 八森地区 (六ヶ所村)</p>				
実施期間	昭和 59 ~ 令和 10 年度	担当	畜産課 飼料環境グループ (内線 4823、直通 017-734-9497)	

目的別	6次産業化の推進 機械・施設の整備	加工・販売促進 施設の新築・増築 又は改修 / 機械購入 /
	実施主体別	法人・地方公共団体

事業名	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業（国庫・継続） 【農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業】
-----	---

アピールポイント	食品製造事業者等が、農林水産物・食品を輸出するにあたって、輸出先国の規制に対応した施設・機器の整備及び体制整備に必要な経費を支援する。
----------	---

事業の趣旨	農林水産物・食品の輸出にあたっては、輸出先国が食品衛生、動植物検疫など様々な観点から輸入規制や条件を設定しているため、輸出先国の規制（食品衛生、添加物、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての基準・条件等、ISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS、ハラール・コーシャ等の認証取得）に対応した施設及び体制の整備が必要である。	予算額(千円)	200,000	
		内訳	国	200,000
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 施設等整備事業 加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設・増築（掛かり増し経費）、改修及び機器の整備 2 効果促進事業 施設整備事業と一体的に行い、その効果を一層高めるために必要なコンサルティング等の実施（施設等整備事業費の20%以内） 《事業実施主体》 食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等	補助率	標準事業費
		1/2以内	補助金の上限額 6億円 下限額 250万円

【採択要件】

- GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していること。
- 輸出先となるターゲット国が決定しており、輸出しようとする品目について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること。
- 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。（直近3年の経常損益が3年連続赤字であり、又は、直近の決算において債務超過となっている事業者でないこと。）
- 輸出促進法に基づく輸出事業計画を作成し、大臣に提出し、その認定を受けている又は認定を確実に受ける見込みであると認められること等。

実施期間	令和元年度～	担当	食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ (内線5016、直通017-734-9456)
------	--------	----	---

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備 融資制度	施設導入 / 機械購入 / リース 融資
実施主体別		市町村 / 株式会社日本政策金融公庫

事業名	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（国庫・継続）			
アピールポイント	認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な長期で低利な資金を貸付けする。			
事業の趣旨	認定農業者が農業経営改善計画を達成し、効率的・安定的な経営体となるために必要な施設、機械、農地等の取得費用を低利で長期に貸付けする。	予算額(千円)	(公庫資金)	
		内訳	国	—
			県	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 (1) 農地等の取得 (2) 農業用施設、機械等の取得 等 2 貸付対象者 認定農業者 3 貸付利率 1.65%～2.50% ※R8.3.18現在 4 償還期間 25年以内（うち据置10年以内） 5 貸付限度額 (1) 個人 3億円（特認 6億円） (2) 法人 10億円（特認30億円） 6 融資率 100%	補助率	標準事業費	
		利子分に対し国10/10 (金利負担軽減措置の対象となった場合)	—	
【採択要件】 認定農業者で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。 【令和8年度金利負担軽減措置】 令和8年度に認定農業者が新たに借り入れるものについて、目標地図に位置付けられた者、人・農地プランに位置付けられた者及び農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者は、貸付当初から5年間に限り金利負担を軽減する。（ただし、負債整理等長期資金と補助残融資資金を除く）				
実施期間	平成6年度～	担当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ (内線4794、直通017-734-9478)	

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
	融資制度	融資
実施主体別		農協 / 株式会社日本政策金融公庫

事業名		経営体育成強化資金（国庫・継続）		
アピールポイント		認定農業者以外の担い手が利用する経営改善のための前向き資金と負債の償還負担を軽減するために必要な長期資金を低利で貸付けする。		
事業の趣旨	認定農業者以外の担い手が、効率的・安定的な経営体となるために必要な施設、機械等の取得費用を貸付けする前向き投資資金と償還負担を軽減するための資金を低利で貸付けする。	予算額(千円)	(公庫資金)	
		内 訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 (1) 農地等の取得 (2) 農業用施設、機械等の取得 (3) 農産物加工処理・流通販売施設 (4) 負債整理 2 貸付対象者 認定農業者以外の担い手 3 貸付利率 2.50% ※R8.3.18現在 4 償還期間（据置期間） 25年以内（3年以内） 5 貸付限度額 (1) 個人 1億5,000万円 (2) 法人 5億円 6 融資率 80%（前向き投資資金）	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 認定農業者以外の担い手で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。				
実施期間	平成13年度～	担当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ (内線4794、直通017-734-9478)	

目的別	担い手の育成	法人化 / その他 (企業の農業参入支援)
	農地の利用集積	規模額大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 法人

事業名	農林水産業への企業参入促進事業の (投資を呼び込むための支援) (県単・新規)			
アピールポイント	企業が投資を通じて農林水産業へ参入することを支援する。			
事業の趣旨	県内外の異業種企業による本県農林水産業への資本参入を促進するため、県内農業法人等が行う取組に対して、費用の一部を補助する。(モデル事業)	予算額(千円)	17,000	
		内訳	国	—
			県	17,000
			その他	—
事業の内容等	<p>1 安定した供給体制の整備に対する支援</p> <p>①対象者 県内の農林水産事業者等</p> <p>②対象経費 原料調達等を目的に本県農林水産業に投資の意向を示す外食事業者等に生産物を安定供給するのに要する経費 (アドバイザー経費、期限付き職員の人件費、機械設備等のレンタル料など)</p> <p>③補助率 1 / 2 (上限3,000千円、1モデル)</p> <p>2 ニーズに対応した生産体制の強化に対する支援</p> <p>①対象者 県内の農林水産事業者等</p> <p>②対象経費 外食事業者等の投資を受け、ニーズに対応した生産体制を強化するのに要する経費 (農業機械・農業用ハウス等の購入費)</p> <p>③補助率 1 / 3 (上限7,000千円、2モデル)</p>	補助率	標準事業費	
		—	※県直営	
実施期間	令和8～10年度	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5066 直通017-734-9462)	

目的別	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース
実施主体別		県 / 市町村

事業名		経営発展支援事業（国庫・継続）		
アピールポイント		新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を支援する。		
事業の趣旨	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。	予算額(千円)	122,804	
		内訳	国	82,054
			県	40,750
			その他	—
事業の内容等	<p>1 通常枠 機械・施設、家畜導入、果樹の新植・改植、機械リース等に要する経費を支援</p> <p>【主な交付要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度以降に経営を開始した、独立・自営就農時原則50歳未満の認定新規就農者であること 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること 目標地図に位置付けられること（見込みを含む）又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること 本人負担分について、金融機関から融資を受けていること <p>2 特別枠（地域計画早期実現枠） 上記1に加え、機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家活用等の円滑な経営移譲に向けた取組を支援</p> <p>【主な交付要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度以降に経営を開始した、独立・自営就農時原則50歳未満の認定新規就農者又は認定農業者であること 将来像が明確化された地域計画（農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域）又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられること（見込みを含む） 青色申告を行うこと 本人負担分について、金融機関から融資を受けていること 	補助率	標準事業費	
		3/4以内	補助上限 750万円 ※経営開始資金と併用する場合は、上限375万円	
		3/4以内 又は 1/2以内	補助上限 900万円 ※経営開始資金との併用不可	
実施期間	令和4年度～	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5058、直通017-734-9463)	

目的別	担い手の育成 機械・施設の整備	新規就農 / 研修・訓練 施設導入 / 機械購入
実施主体別	市町村 / 農協 / 法人 / 協議会等	

事業名	農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（国庫・継続）			
アピールポイント	新規就農者を呼び込むための誘致体制の整備や研修農場の整備を支援する。			
事業の趣旨	地域計画の策定により明らかになった受け手のいない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一体的に支援する。	予算額(千円)	21,113	
		内訳	国	21,113
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 新規就農者の誘致体制の整備 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動を支援</p> <p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネータ設置 ・検討会開催 ・先進地視察 ・マニュアル整備 ・地域農業のPRコンテンツ作成 ・現地見学会開催 ・短期農業研修の実施 ・就農支援員の設置又は地域の先輩農業者等への依頼による就農前後の者に対する農地確保、資金調達、生活面、技術面等についての相談対応・指導 等 <p>2 研修農場の整備 就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備等を支援</p> <p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用機械・設備の導入 ・農業用ハウス等の施設整備、リノベーション 	補助率	標準事業費	
		定額 10/10	上限 200万円/地区 ※研修農場の整備等を併せて実施する場合は 300万円/地区	
実施期間	令和7年度～	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5058、直通017-734-9463)	

目的別	担い手の育成	新規就農 / 経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水
実施主体別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機
		県 / 市町村

事業名	農地利用効率化等支援事業・地域農業構造転換支援対策（国庫・継続）			
アピールポイント	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者による農業用機械等の導入等を支援する。			
事業の趣旨	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入等を支援する。	予算額(千円)	86,563	
		内訳	国	86,436
			県	127
			その他	—
事業の内容等	<p>1 助成対象者 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む。）</p> <p>2 内容 （1）農地利用効率化等支援事業（融資主体支援タイプ） 融資を活用して農業用機械・施設等を導入等する際に、融資額を除いた自己負担部分への助成 （2）地域農業構造転換支援対策 ア 地域農業構造転換支援事業 将来像が明確化された地域計画の早期実現のため、地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に必要な農業用機械・施設を導入等する場合に助成 イ 新規就農者チャレンジ事業 認定新規就農者（65歳未満）が早期の経営発展に必要な農業用機械・施設を導入等する場合に助成</p> <p>《事業実施主体》 県、市町村</p> <p>3 市町村附帯事務費 市町村の補助金等に要する事務経費を補助</p>	補助率	標準事業費	
		融資主体 3/10以内等	補助上限 農地利用効率化等支援事業 300万円 （経営面積の拡大（水田作で20ha以上等）等を目指す者は上限600万円）	
		地域農業構造転換購入： 3/10以内 リース： 3/7以内	地域農業構造転換支援事業 個人1,500万円 法人3,000万円	
		1/2以内		
<p>【採択要件】</p> <p>1 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。</p> <p>2 事業の対象となる機械等は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下であること。</p> <p>※2(1)で「みどり認定」を受けた計画の取組内容に関連するものは、優先枠を設けている。</p>				
実施期間	令和4年度～	担当	2(2)イ：構造政策課 担い手育成グループ （内線5058、直通017-734-9463） 2(2)イ以外：農村活性化グループ （内線5062、直通017-734-9534）	

目的別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 法人 / 個人 / 任意団体 / 公社	

事業名	園芸産地における事業継続強化対策事業（国庫・継続） 【園芸産地における事業継続強化対策】			
アピールポイント	自然災害発生に備え災害に強い産地を形成するため、事業継続計画（BCP）の見直し等や農業用ハウスの補強等を支援する。			
事業の趣旨	園芸産地における非常時の対応能力向上に向け、複数農業者による事業継続計画（BCP）の見直し等や事業継続計画の実践に必要な取組を支援する。	予算額(千円)	2,512	
		内 訳	国	2,512
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 園芸産地における事業継続計画の検討、策定及び見直し等（定額） 事業継続計画の策定に係る検討会の開催や、非常時の協力的体制の構築に係る取組等</p> <p>2 園芸産地における事業継続計画の実践 （1）自力施工等の技能習得、災害復旧の実証（定額） 自力施工技術の研修会の開催、自力施工の技術を活用したハウスの復旧実証の取組等 （2）既存ハウスの補強等の被害防止対策（1/2以内） 既存ハウスの保守管理及び補強、防風ネットの設置、換気扇や融雪装置の設置、非常用電源の導入等の取組</p> <p>《事業実施主体》 県、市町村、農業協同組合、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体等</p>	補助率	標準事業費	
		定額	定額	
		1/2以内		
<p>【採択要件】</p> <p>1 県の園芸産地における事業継続推進計画に位置づけられていること。</p> <p>2 県以外が取組主体となる場合は、2戸以上の農業者から構成されていること。</p> <p>3 上記2のメニューの場合、以下を満たすこと。</p> <p>（1）1の取組を実施すること。</p> <p>（2）2の（2）の取組を行う場合は、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること。</p> <p>（3）2の（2）の取組を行う場合は、収入保険に加入すること。</p> <p>（4）2の（2）の取組を行う場合は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること。</p>				
実施期間	令和8～12年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5078、直通017-734-9481)	

目的別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 法人 / 個人 / 任意団体 / その他 ()	

事業名	みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）（国庫・継続） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R7補正） みどりの食料システム戦略推進交付金（R8当初）】
-----	---

アピールポイント	みどり認定を受けた大規模有機農業者に対して、機械導入・施設整備を支援する。
----------	---------------------------------------

事業の趣旨	みどり認定を受けた農業者が、環境負荷低減事業活動を定着又は拡大させるために必要な機械・施設の導入又は整備を支援する。	予算額(千円)	4,000	
		内 訳	国	4,000
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 機械導入事業（推進事業） みどり認定を受けた有機農業者の有機農業の生産段階の環境負荷低減事業活動の取組に直接寄与する機械（一体的に導入するソフトウェアを含む）の購入又はリース 2 施設整備事業（整備事業） みどり認定を受けた計画の実施に必要な生産段階の環境負荷低減の取組に必要な施設（附帯設備を含む） 《事業実施主体》 みどり認定を受けた大規模有機農業者	補助率	標準事業費
		国 1/2以内	1 上限 200万円 （共同利用は5経営体 （1,000万円）まで） 2 上限 1,000万円 （共同利用は2,000万円まで）

【採択要件】

- 1 成果目標として、以下の両方を満たすこと。
 - (1) 以下の面積以上（中山間地域等は1/2以上）で有機農業に取り組むこと。
稲：4ha、麦・大豆・雑穀2ha、いも類・露地野菜：1ha、果樹：0.5ha 等
 - (2) 市町村域を超えて他の産地や有機農業者と連携し、有機農産物の共同出荷や共同販売を行い、安定供給や物流の効率化に取り組むこと。
- 2 総事業費が100万円以上であること。
- 3 みどり投資促進税制の積極的な活用に努めること。

実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)
------	-------	----	---

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備
実施主体別	農協 / 個人 / 任意団体	

事業名	りんごマルバ園等整列樹形化支援事業（県単・新規）			
アピールポイント	りんごの既存マルバ園地を整列樹形化し、省力的な園地構造への転換ができる。			
事業の趣旨	本県りんご栽培面積の9割以上を占めるマルバ園等において、少ない労働力下での高品質安定生産を実現するため、既存のマルバ園地の整列樹形化に必要な経費を支援する。	予算額(千円)	8,000	
		内訳	国	—
			県	8,000
			その他	—
事業の内容等	支援対象者が既存のりんごマルバ園等を整列樹形化するために必要な経費を補助。 《支援対象者》 果樹産地協議会が策定した産地計画の担い手農業者等	補助率	標準事業費	
		定額 ※上限額450千円	5千円 ※事業費は定植した苗木1本当たり	
<p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。 2 地域計画の目標地区に位置づけられた者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。 3 整列樹形化するりんご園の所有権又は利用権を有していること。 4 労働生産性の向上に資する取組であることが、所属する果樹産地協議会に認められていること。 5 過去に改植等を目的とした国及び県の補助事業による補助金の交付等を受けていないこと。 				
実施期間	令和8～12年度	担当	りんご果樹課 戦略推進グループ (内線5151、直通017-734-9491)	